

(別記様式第3号)

## 普及機械貸付契約書

貸付人(以下「甲」という。)と借受人(以下「乙」という。)とは、群馬県環境森林部所管の普及機械の貸付について次のとおり契約を締結する。

### (信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は信義に従い、誠実に群馬県林業普及機械貸付要領(以下要領という。)及びこの契約書に定める各条項を履行しなければならない。

### (貸付機械)

第2条 甲が乙に貸付し、乙が借り受ける物件(以下「貸付機械」という。)は、次のとおりとする。

貸付機械

名 称	管理番号	形 式	数 量

### (使用目的)

第3条 乙は要領第3条第2項に基づき貸付機械を次のとおりに供するものとする。

使用目的	
------	--

### (貸付期間)

第4条 貸付期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。

### (貸付料)

第5条 貸付料は無料とする。

### (転貸し等の禁止)

第6条 乙は貸付機械の全部又は一部について第三者に貸借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

### (目的外使用の禁止)

第7条 乙は貸付機械を第3条第2項に定める目的以外の用途に使用してはならない。

### (原形変更の禁止)

第8条 乙は貸付機械の原形を変更してはならない。

### (管理義務)

第9条 乙は貸付機械を善良な管理者の注意を持って維持管理しなければならない。

2 乙は貸付機械の使用場所及び保管場所を甲に通知し、善良に保管しその保管状況を甲に報告するものとする。また、運行管理については運転日報を記載し甲に提出するものとする。

3 乙は貸付機械の使用により第三者に損害を発生させた場合は、乙の責任において賠償しなければならない。

- 4 乙は貸付機械を亡失、棄損したときは、甲に対しその事実及び理由について報告書を提出し、甲の指示に従わなければならない。
- 5 乙は自己の責めに帰する事由により貸付機械を亡失、棄損したときは、自己の負担において補填し、修理、回復し、またはその損害額を金銭で弁償しなければならない。
- 6 乙は、天災その他不可抗力により貸付機械に損害が生じたときは、甲に速やかに報告し原状に復するものとする。原状に復せない場合は、同等以上の代替品をもって替えることとし、全ての責任を乙が負う。
- 7 乙が第1項の注意を怠って貸付機械を消滅し又は損傷したときは、甲は乙に対してその原状の回復または損害の賠償を請求することが出来る。

**(契約不履行の場合の処置)**

**第10条** 乙が第6条から第9条までに規定する義務を履行しないとき、その他この契約条項に違反したときは、甲はその履行を催告し、なお履行しないときは、この契約を解除し又は損害の請求をすることができる。

2 甲は前項の規定により契約を解除した場合は、文書により乙に通知するものとする。

**(期間満了後の処置)**

**第11条** 乙は貸付期間を満了したとき、又は前条第2項に規定する解除の通知を受けたときは、貸付機械を自己の負担で原状に回復のうえ、甲に返還するものとする。

**(成果品の提出)**

**第12条** 乙は、第3条第2項の使用目的に係る本貸付の成果品については、 年 月 日までに提出するものとする。

**(協議)**

**第13条** この契約書に約定しない事項について約定する必要が生じたとき、又はこの契約書に約定する事項について疑義のあるときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。この契約が成立したことを証するため、この契約書を2通作成し当事者記名捺印し各自1通を所持する。

年 月 日

貸付人 (甲)

印

借受人 (乙)

印